

労基法等の改正に伴う 就業規則見直しの検討

～整備を必要とする事項等の実務的論点～

改正労基法・改正安衛法に対応して、就業規則をどう取り扱うのが適切かを検討するセミナーです。改正法に適切に対応する観点、紛争予防・訴訟対応の観点に加え、社内の働き方改革に貢献できる方向性を示す観点から、規定すべき事項、規定した方がよい事項等を挙げ、それらについてその理由・根拠を解説・検討します。簡単な規定例も示します。また、本年5月に成立したハラスメント防止法制に関しても触れることとします。

主な内容

主として次の事項を、わかりやすく解説します。

- ☑ 就業規則の役割、就業規則の現状確認（整備状況は適切か）
- ☑ 改正労基法・改正安衛法の重要項目のうち次の項目について、就業規則の追加、変更等に関する検討事項の解説
時間外労働の上限規制（フレックスタイム制度の改正含む） / 5日間の年次有給休暇付与義務
労働時間の状況の把握 / 医師による面接指導の拡充
- ☑ 改正労働施策総合推進法等で定めるパワーハラスメント防止措置と就業規則との関係について

講師

弁護士 町田悠生子 氏（五三・町田法律事務所）

開催場所（各会場同内容）

2019年10月8日（火）

亀戸会場

亀戸文化センター
第1・2研修室（5階）

2019年10月16日（水）

中央会場

東京トラック事業健保会館
大会議室（6階）

2019年10月31日（木）

立川会場

たましんRISURUホール
第1会議室（5階）

開催時間（各会場共通）

14:00～16:30
（13:30開場）

主催
団体

東基連

公益社団法人 東京労働基準協会連合会
TOKYO FEDERATION OF LABOUR STANDARDS ASSOCIATIONS

■ 本部 中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅・三鷹 ■

（一社）三田労働基準協会 （一社）品川労働基準協会 （一社）大田労働基準協会
（一社）新宿労働基準協会 （一社）池袋労働基準協会 町田労働基準協会

第3回

労基法等の改正に伴う就業規則見直しの検討

開催日

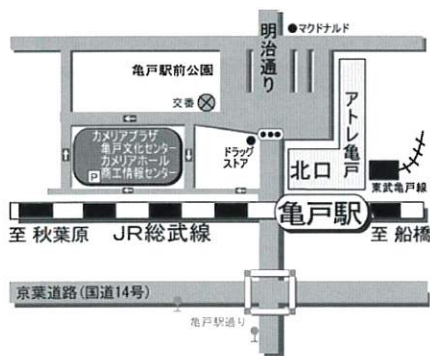
開催時刻は、午後2時開始 午後4時30分終了予定で共通です。

10月8日(火) 亀戸会場

江東区亀戸2-19-1

亀戸文化センター

第1・2研修室(5階)【96人】



10月16日(水) 中央会場

千代田区四番町5-7

東京トラック事業健保会館

大会議室(6階)【200人】

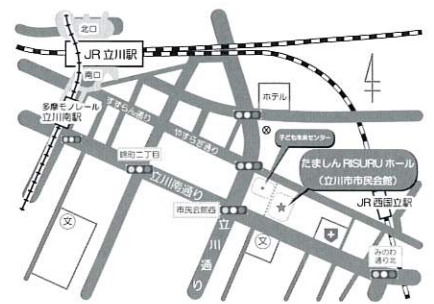


10月31日(木) 立川会場

立川市錦町3-3-20

たましんRISURUホール

第1会議室(5階)【75人】



お申込み・お問合せ

公益社団法人 東京労働基準協会連合会

東京都千代田区二番町9-8 TEL 03-6380-8305 FAX 03-6380-8405

下記によりお申込みください

(1) 申込 (お1人ずつお願いいたします)

(公社)東基連のホームページ (<https://www.toukiren.or.jp>の中の「セミナー・各事業」→「セミナー・大会関係」→「ベーシックセミナー」) からWeb申込をお願いいたします。

インターネット環境をお持ちでない方は、セミナー担当 (03-6380-8305) までお問合せください。

(2) 受講票

受付後、返信メールを送信いたします。この返信メールが受講票になりますので、プリントアウトして、受講当日、会場にお持ちください。(お申込後4日過ぎても返信メール未着の場合、お手数ですがセミナー担当 (03-6380-8305) までご連絡をお願いいたします。)

(3) 受講当日

返信された受講票(上記「(2)受講票」)を、セミナー会場受付にご提出のうえ資料をお受け取りください。

ご送信いただいた個人情報は、本講習の実施のため以外には使用しません。